

取引先飲食店等の情報 【飲食店と間接的な取引がある場合】

令和3年4月以降に発出された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県による休業要請、時短営業、酒類提供自粛の影響を受けた飲食店（以下「飲食店」という。）に対し、令和2年6月以降に2回以上、酒類卸売業者や酒類小売業者を通じて酒類を納入するなど、飲食店と間接的な取引がある場合は、取引先である酒類卸売業者や酒類小売業者を下記に記入して下さい。

合わせて、下記事業者に納入した酒類が、最終的に飲食店に届いていることが確認できる書類として、第4-2号様式を提出してください。

（第4-2号様式は、下記事業者に作成を依頼していただく必要があります。）

なお、措置区域内の飲食店と間接的な取引があり、売上減少率が50%以上の場合は、国の「月次支援金」の対象となる場合があります。

【支給対象月：6月】

事業者名	※申請者が直接取引している酒類卸売業者や酒類小売業者を記入
事業者所在地	
事業者電話番号	
取引内容	

※上記の事業者ごとに、令和2年6月以降、2回の取引が確認できる書類（納品書、領収書等）の写しを貼付台紙1に貼り付けて提出してください。

なお、書類（納品書、領収書等）には、日付、事業者の名称、申請者名（法人名・個人事業者等名・事業所名等）、取引内容の4点が明記されていることが必要です。

※書類（納品書、領収書等）の提出が困難な場合は、第5号様式を提出してください。

※令和2年6月以降に飲食店と1回の取引しかない場合は、直近の取引の日から前1年以内で直接取引していたことが確認できる書類を提出してください。また、当該期間に1回しか取引がない場合は、その取引がその事業の主たる取引となっている必要があります。